平成２６年（フ）第４７号
福岡県田川郡添田町大字中元寺847番地の13
債務者　野口小百合（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成26年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
福岡地方裁判所田川支部

平成２６年（フ）第２２９号
大分市大手町２丁目３番31号関ビル401
債務者　細川　伸一
1　決定年月日時　平成26年８月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第２１１号
宮崎県児湯郡川南町大字川南18343番地
債務者　髙宮　達美
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第７４号
茨城県龍ケ崎市小柴２丁目１番地３　８―303
債務者　水野富士雄
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
水戸地方裁判所龍ケ崎支部破産係

平成２６年（フ）第８５号
茨城県取手市戸頭７丁目７番５―202号
債務者　飯島　信行
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
水戸地方裁判所龍ケ崎支部破産係

平成２６年（フ）第８９号
茨城県取手市東２丁目８番45―108号、前住所茨城県取手市本郷４丁目２番20号
債務者　荒木　周太
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
水戸地方裁判所龍ケ崎支部破産係

平成２６年（フ）第９３号
茨城県龍ケ崎市南中島町372番地２
債務者　林　　典一
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
水戸地方裁判所龍ケ崎支部破産係

平成２６年（フ）第９７号
茨城県龍ケ崎市佐貫町362番地　コーポたけむら101号室
債務者　望月　安治
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
水戸地方裁判所龍ケ崎支部破産係

平成２６年（フ）第１０４号
茨城県取手市野々井1101番地１　ハーモニータウン１―209
債務者　木村テイ子
1　決定年月日時　平成26年８月29日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
水戸地方裁判所龍ケ崎支部破産係

平成２６年（フ）第９２号
長野市大字大豆島1613番地　コーポソイビーン・サウスツリーＳ―206
債務者　松浦　　信
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１０６号
長野県松本市大字惣社524番地８　コーポ鈴木Ａ101号
債務者　山本　　洋
1　決定年月日時　平成26年８月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月29日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第１６５号
千葉県柏市篠籠田1035番地１　インペリアルハイツ105号
債務者　大島　俊祐
1　決定年月日時　平成26年８月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２８６号
千葉県流山市東初石２丁目233番地の７　セジュール東初石101
債務者　鈴木　善将
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２８９号
千葉県柏市高田790番地の10
債務者　赤沼　雄一
1　決定年月日時　平成26年８月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第２９０号
千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷２丁目３番79号
債務者　阿部由紀子（旧姓石橋）
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３１６号
千葉県流山市宮園３丁目10番地の32
債務者　中山真由美（旧姓清川）
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第３１８号
千葉県松戸市牧の原２丁目40番地　グリーンヒル21―203号
債務者　石田　明子
1　決定年月日時　平成26年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月30日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部